

「一般的傾向」と「当為」を表す日本語 「ものだ」について

－韓国語「법이다/beobida」との対照を中心に－

呉守鎮*

(e-mail : msj1207@naver.com)

目次

1. はじめに
 2. 先行研究および本稿の立場
 3. 研究方法および資料について
 4. 日本語「ものだ」と韓国語「법이다/beobida」の分析
 - 4.1 「一般的傾向」を表す「ものだ」と「법이다/beobida」
 - 4.2 「ものだ」と「법이다/beobida」の多義性
 - 4.2.1 日本語「ものだ」
 - 4.2.2 韓国語「법이다/beobida」
 - 4.3 代用語としての「ものだ」と実質名詞としての「법이다/beobida」
 5. おわりに
-

1. はじめに

現代日本語における「ものだ」と、現代韓国語における「법이다/beobida」は、自立名詞「もの」と「법/beob」から形式名詞¹⁾に移行しながらモダリティとして機能する形態

* 漢陽大学 日本語文化学科 博士課程

1) 日本語においては一般的に形式名詞といった用語が使われているが、韓国語においては形式名詞以外に‘依存名詞’‘不完全名詞’といった用語も使われている。本稿では韓国語と日本語との用語の統一性のため、形式名詞といった用語を使うこととする。

的類似点を持っている。

そして、「ものだ」²⁾は以下のようにいろんな意味を持ち、直感的に例文(1)(2)は「법이다/beobida」に対応するのが自然であるが、例文(3)(4)はなんとなく不自然に思われる。³⁾

- (1) 人間はみな寂しいものだ。(本質・傾向)⁴⁾
- (2) 遅れそうときは、まず連絡を入れるもんだ。(当為)
- (3) 夏祭りには毎年ゆかたで出かけたものだ。(回想)
- (4) よくまあ、あんなうそが言えたものだ。(感心・あきれ)

したがって、本稿は日本語「ものだ」と、韓国語「법이다/beobida」の形態的類似点だけでなく、「一般的傾向」と「当為」を表す意味的類似点に基づいて、両者の「一般的傾向」と「当為」用法の発達過程ないしその連続性について考えてみたいものである。

2. 先行研究および本稿の立場

堀江(2005)は日韓両言語の文法化の対照研究は多くないと指摘したように、管見の限り、日本語「ものだ」と韓国語「법이다/beobida」を対照分析した研究はないと思われるが、「日本語の「もの(だ)」「こと(だ)」「の(だ)」と韓国語の「것(이다)/geos(id a)」を文法化の観点から対照分析した宋承姫(2000)の研究がある。このような研究の現状を考えると、日本語「ものだ」と韓国語「법이다/beobida」の対照研究は意義があると思われる。

筆者によると、韓国語「것이다/geosida」は①解説 ②既定事実の陳述 ③推量 ④後悔 ⑤理由の説明 ⑥意志 ⑦命令といった七つの意味を持つという。特に、②既定事実の陳述において、既定事実とは話者だけではなく一般的にだれでも受け入れられる共通の認識で、普遍的な傾向を表したり、話者の評価または判断を越えたことを表すとしている。

以下の例文(5)は人間の一般的な傾向を表し、既定事実化の意味を持つ「법이다/beobida」と意味的に同一であると指摘するだけ、両者の相違点については説明されてい

2) 「ものだ」の分類は日本語記述文法研究会(2003)によるものである。

3) 実際、日韓対訳文庫の用例のうち、「回想」は26例、「感嘆・驚き」は12例で、そのうち、1例も「법이다/beobida」に対応していなかった。

4) 「ものだ」の意味用法のうち、「本質・傾向」と同じ意味として高市(1991)は「傾向」、榎山(1992)は「一般的傾向性」、坪根(1994)は「本性・性質」と称している。本稿ではこれらと同じ意味として「一般的傾向」と称することとする。

ない。

- (5) それぞれ悩みはあるものだ。
저마다 고민은 있는 것이다/법이다.

안주호(2004)は自立名詞「법(法)」から、①「-는 법이다(義務性)」②「-는 법이다(必然性)」③「-는 법이 있다/없다(蓋然性)」④「-ㄴ 법하다(可能性)」の順でモダリティが発達していく過程について考察を行った。なお①「-는 법이다」は「-어야 한다」のように主語に課された義務を示すため、義務モダリティと見なすことができ、②「-는 것이 당연하다」③「대개 - 한다」④「-ㄴ 것으로 추정된다」などは命題内容についての話者の態度を表す認識モダリティに分類されるとしている。それぞれに該当する例文は以下のとおりである。

- (6) 미성년자에게 술을 팔아서는 안 되는 법이다. <① 義務モダリティ>
(7) 죄는 지은 대로 가고 덕은 닦은 대로 가는 법이다. <② 認識モダリティ>
(8) 그는 맨손으로 오는 법이 없다. <③ 認識モダリティ>
(9) 오늘 한차례 소나기가 쏟아질 법하다. <④ 認識モダリティ>

つまり、自立名詞である「법/beob」からモダリティである「법이다/beobida」への発達はメタファー的拡張によるもので、自立名詞、動詞 > 依存名詞句、補助動詞 > 義務モダリティ > 認識モダリティなどの順で発達するとしている。

また、日本語「ものだ」において各用法との意味のつながりを論じた研究は多数ある。特に寺村(1984)は「ものだ」の意味用法として、①当為 ②解説 ③回想 ④驚きに分けて、以下のように「ものだ」の「一般的傾向」用法を「理想の姿、当為を表す」といった「当為」の用法に含めている。

「Pという「もの」の本性、本質を述べるQだという表現と、Pの理想的なありかた、Pはこうすべきだ、あるべきだということを述べる表現とは、時に紙一重といえるほど接近している。(p.301)」

例文(10)は「男の子は泣かない」といった男の本性を表していると同時に、「理想の姿」として「こうすべきだ、あるべきだ」といった「当為」の意味が重なっている。このことから、寺村(1984)は「当為」用法に「一般的傾向」用法を含めていると思われる。

- (10) 男の子は泣かないものだ。

また、坪根(1994)は「ものだ」の意味用法として ①本性・性質 ②当為 ③過去の回想 ④感情・感慨 ⑤説明・解説を挙げている。特に「説明・解説」を排除した①～④の用法は「一般性」といった意味を持っているとし、「当為」を表す以下の例文(11)(12)は「一般性」の意味も表すと説明している。

(11) 年上の人には敬語を使うものだ。

(12) 日本では家にあがるとき、靴を脱ぐものです。

これは「ものだ」そのものに「当為」の意味を持っているのではなく、「もの」の持つ「一般性」に語用論的に「一般的にそうなんだ。だから、あなたもそうすべきなんだ」といった意味が加わったとしている。つまり、「当為」を表す「ものだ」は「本性・性質」を表す用法から専用したという。

寺村(1984)は初山(1992)と同じく「ものだ」が助動詞化しながら、「当為」の意味を持つようになったとしているが、坪根(1994)は揚妻(1990)、守屋(1990)と同じく「当為」は助動詞化した「ものだ」によるものではなく、語用論的に「一般的傾向」から派生したと考えている。

このように、以上の先行研究から分かるように、「ものだ」の「一般的傾向」と「当為」用法は密接なつながりがあるということは確かであるが、その意味の境界における明確な違いは説明されていない。

本稿では日本語「ものだ」と韓国語「법이다/beobida」に対しての「一般的傾向」と「当為」用法の発達順序に焦点をあててその相違点を考察してゆきたい。

3. 研究方法及び資料について

まず「一般的傾向」を表す用法において日本語「ものだ」が韓国語「법이다/beobida」に対応するののかについて調査するため、韓国で発行された日韓辞典と日韓対訳文庫から「ものだ」に相当する用例を集めた。日韓辞典は先行研究と同じく、「一般的傾向」と「当為」用法が混用されており、その境界が明確でないことが分かった。以下は用例収集に使われた辞典と書籍である。

◆日韓辞典◆

エリート 日韓辞典 時事英語社 2010 → 『エ』

エッセンス 日韓辞典 民衆書林 2010 → 『エッ』

- ニュードリーム 日韓辞典 時事日本語社 2010 → 『ニュード』
 ニューエイス 日韓辞典 金星 2009 → 『ニューエ』
 プライム 日韓辞典 斗山東亜 2009 → 『プ』
 現代 日韓辞典 教学社 2010 → 『現』

◆日韓対訳文庫◆

初級1-10巻、中級1-10巻、高級1-10巻 (다락원 日韓対訳文庫シリーズ) →
 初、中、高

日韓辞典のうち、『エ』『エッ』は「一般的傾向・当為」を一つの用法と見なしており、『ニュード』『ニューエ』『プ』は「当為」用法だけを提示している。唯一に『現』だけが「一般的傾向」と「当為」用法を分類しているが、その相違点については提示されていない。

日韓対訳文庫では主に中級と高級で日本語「ものだ」に対応する韓国語「법이다/beobida」用例が見つかった。日本語記述文法研究会(2003)による日本語「ものだ」の用法にしたがって、それぞれ「一般的傾向」は31例、「当為」は4例、「回想」は26例、「感嘆・驚き」は12例が抽出した。

4. 日本語「ものだ」と韓国語「법이다/beobida」の分析

4.1 「一般的傾向」を表す「ものだ」と「법이다/beobida」

<表1>のように、日韓辞典に掲載された「一般的傾向」と「当為」を表す「ものだ」の意味はだいたい韓国語「법이다/beobida」に対応しており、一部の例に限って「것이다/geosida」に対応することが分かった。

<表 1> 各辞典「ものだ」の意味

日本語	韓国語	意味	例文
も の だ	것이다/ geosida	一般的傾向	<世の中はそういうものだ。『現』> <友情はまことにうつくしいものである。『現』>
		当為	<世の中はそういうものだ。『ニューエ』> <人の好意は受けるものだ。『ニューエ』>
	법이다/	一般的傾向・当為	<聞いて見るものだ。『エッ』> <勉強はするものだ。『エッ』>
		一般的傾向	*

beobida	当為	<人の好意は受けるものだ。『ニューエ』> <大人の言うことは聞くものだ。『ニューエ』> <親の言うことは聞くものだ。『プ』> <困ったときは助け合うものだ。『プ』> <なんでも習っておくものだ。『プ』> <勉強はするものだ。『ニュード』> <何でも見ておくものだ。『現』> <困ったときは助け合うものだ。『現』>
	一般的傾向・当為	<人の話は聞くものだ。『エ』> <勉強はするものだ。『エツ』>

また、日韓辞典以外、日韓対訳文庫において「一般的傾向」を表す日本語「ものだ」が韓国語「법이다/beobida」に対応する用例は以下のとおりである。

- (13) 人間、意地も張りもなくなるときがあるもんだ。(高10 p.66)
 인간이란 게 오기도 의욕도 없어질 때가 있는 법이다.
- (14) 実に人の境遇は変化するものである。(高9 p.106)
 실로 사람의 경우란 변화하는 법이다.
- (15) 爺さんなんて物覚えのわるいものだ。(高4 p.104)
 노인네란 기억이 좋지 않은 법이다.
- (16) 追い求めているうちに、ふいに夢は実現するものだ。(中2 p.104)
 추구하고 있는 동안에 갑작스레 꿈은 실현되는 법이다.
- (17) 一方、母猫というものは、他人が仔猫のそばに寄っていくと、警戒して威嚇したり、
 体で隠そうとしたりするものである。(中7 p.16)
 보통 어미 고양이라면 다른 사람이 새끼 고양이 옆에 다가가면 경계하며
 위협하기도하고 몸으로 감추려고 하는 법이다.

日韓対訳文庫で「一般的傾向」を表す日本語「ものだ」は総31例で、そのうち、27例が韓国語「법이다/beobida」に対応した。もちろん日本語「ものだ」の「当為」用法と言えるような「男なら男らしい声を出すもんだ。(高3p.108)」といった用例はあったが、「법이야」「법이오」「법이죠」「법이겠지」「법이예요」「법이지요」のような「법이다/beobida」の多様な活用形を認めなかったため、韓国語「법이다/beobida」に対応する「当為」を表す日本語「ものだ」は殆ど見当たらなかった。別紙を通して詳細な研究がしたい。

4.2 「ものだ」と「법이다/beobida」の多義性

伝統的にモダリティは義務モダリティと認識モダリティに分けられることができる。まず、義務モダリティは道徳的に責任のある行為者が行う行動の必然性や可能性と関連し、これは道徳と権威、内外的な強制のような、社会的規範から生じた許容、義務などを表す。これに対して、認識モダリティは事実と異なっても、命題の真理に対しての可能性や必然性にかかわるもので、命題に対する話者の知識や確信の程度を表している。

また、Palmer(2001:7-10)によると、モダリティは命題モダリティ(propositional modality)と事態モダリティ(event modality)に分けることができ、話者の命題の事実に対する判断を表す認識モダリティ(epistemic modality)と話者の命題の事実に対する証拠を表す証拠モダリティ(evidential modality)を命題モダリティ、主語の行為に対する義務・許可を表す義務モダリティ(deontic modality)と主語の能力・意向を表す動的モダリティ(dynamic modality)を事態モダリティという上位概念でまとめることができる。

したがって、日本語「ものだ」と韓国語「법이다/beobida」において「一般的傾向」用法は認識モダリティ、「当為」用法は義務モダリティと見なすことができる。例えば、日本語「なければならない」は義務モダリティ、「にちがいない」は認識モダリティを表しているように、一つのモダリティ形式に一つの機能を持っているのが普通である。5)

しかしながら、本稿で注目している日本語「ものだ」と韓国語「법이다/beobida」は以下の例文(18)～(21)のように認識モダリティと義務モダリティを同時に表している共通性を持っている。そういった意味で両者は多義性を持っていると言えよう。

- (18) 人間は死ぬものだ。<一般的傾向>
- (19) 人の足を踏んだら、謝るものだ。<当為>
- (20) 세상일이 마음대로 되지 않는 법이다。<一般的傾向>
- (21) 어른에게는 경어를 사용하는 법이다。<当為>

このように、一つのモダリティ形式に二つの機能を持つ多義性は主に義務モダリティと認識モダリティへの機能を意味し、義務モダリティから認識モダリティへ派生したという見解が一般的である。6)

5) 英語の法助動詞の場合、「can」は動的モダリティ・義務モダリティ・認識モダリティとして、「may」と「must」は義務モダリティ・認識モダリティとして機能し、それぞれ多義性を持つといえる。これに反して、日本語の場合、動詞レベルの「できる」は動的モダリティ・義務モダリティとして、助動詞レベルの「ものだ」は義務モダリティ・認識モダリティとして機能するのが唯一であり、日本語のモダリティ形式において、多義性はほとんど見られないのである。

6) 英語の法助動詞には、一般的に根源的用法と認識的用法という二つの基本的な用法が存在し、両者は一見したところ意味的に関連していないように見えるが、力のダイナミクスの観点からみると、曖昧な二つの用法を統一的に説明することができる。根源的用法は、主語の行為に関する許可、義務、能力などを表し、認識的用法は、

本研究は二つのモダリティ機能を認める日本語「ものだ」と韓国語「법이다/beobida」の多義性にどういった相違点があるのかについて文法化⁷⁾の観点から検討しようとするものである。つまり、日本語「もの」と韓国語「법/beob」の実質名詞としての意味から、どういったプロセスを通して「ものだ」と「법이다/beobida」がモダリティとして使われてきたのか、また「一般的傾向」と「当為」用法の間に、どういった連続性があるのかについて考えてみたい。

4.2.1 日本語「ものだ」

揚妻(1990)、守屋(1990)、坪根(1994)は、日本語「ものだ」は「一般的傾向」用法が語用論的に「当為」の意味を表すとしているが、以下の例文(22)～(26)は語用論的な側面を排除する場合、「一般的傾向」と「当為」といった両方の意味が読み取れる。

- (22) 結婚すると、子供を生むものだ。〈一般的傾向・当為〉
 (23) 人の部屋に入る時、ノックをするものだ。〈一般的傾向・当為〉
 (24) 食事の後、歯は磨くものだ。〈一般的傾向・当為〉
 (25) 浮気はしないものだ。〈一般的傾向・当為〉

話者の推論における可能性や必然性を表す。以下の(1) (2) の例ではmayとmustの根源的用法と認識的用法を示している。

- (1) a. John may go.(ジョンは行ってもよい。)
 b. John may be there.(ジョンはそこにいるかもしれない。)
 (2) a. John must be home by ten;Mother won't let him stay out any later.
 (ジョンは10時までには家にいなければならない。母親がそれより遅くまで彼が外にいることを許さないから。)
 b. John must be home already;I see his coat.
 (ジョンは家にいるに違いない。彼のコートが見えるから。)

外部世界の力動的状況や物理的状況にかかわる意味が、やがて認識的状況ないしは主観的な思考・判断がかかわる意味に拡張されていく傾向があり、これらは歴史的に動作主体の特性ないし能力にかかわる意味から発展してきている。

つまり、主体の内在的な能力を示す事態の意味から、主体の行為がかかわる命題レベルの事態の成立・不成立にかかわる根源的な意味に転化し、この根源的な意味が、さらに問題の命題の真偽にかかわる話者の主観的な思考・判断を示す認識的な意味に転化していくという一般的な傾向は見られる。(河上(1996:188～193)、山梨(1995:85～88)を参照されたい。)

- 7) 文法化とは韓国語の研究においては「虚辞化」、日本語の研究においては「形式化」といった概念とほぼ一致し、名詞、動詞といった実質的な意味を表す内容語が文法、時制、モダリティなど文法的な意味を表す機能語へ変化するプロセスであると言える。つまり、内容語から機能語への派生を表し、機能語から内容語へと変化するプロセスはないと考え、これを「方向性仮説」という。例えば、日本語「見る」と韓国語「보다」は「視覚」を表す動詞として、「テレビを見る」と「텔레비전을 보다」といった文が成立する。これらが文法化の影響によって日本語と韓国語は補助動詞として機能し、それぞれ「考えてみる」と「생각해 보다」といった文が成立するわけである。

(26) 免税店でカバンを買ったら、税関に届けを出すものだ。〈一般的傾向・当為〉

森田・松木(1989)によると、「当為」を表す「ものだ」は「人間の意志とは無関係に外在する対象を中心に把握するため、話し手の自由な評価や判断を超えた一般論としての当為を主張する。従って、自然の傾向、社会的慣習、常識、習性などに基づくことが多い。(p.205)」と指摘されている。

しかし、社会全般にわたる常識、習性などに基づいた話者の客観的な判断だけではなく、話者の認識の中での行為、事態など、主観的な判断を表す例文が見られる。例えば、例文(27)のように語用論的な側面においても、また例文(28)のように語用論的な側面ではなくとも、当該の状況に対して望ましい行動であると話者が判断すると、「当為」の意味を表すことができよう。

(27) 「中馬君、飲む時は吐きながらでも、徹底的に飲むもんだ」

(再引用、野田(1995) p.257)

(28) 子供に希望を抱かせるためにはサンタがあると嘘をつくものだ。

本稿では「一般的傾向」用法が語用論的に「当為」用法を示すといった先行研究の見解を受け入れながら、従属節に「～ために」あるいは「～ように」節を代入してみると「一般的傾向」と「当為」用法の曖昧さないしその意味の境界が明らかになると思われる。

語用論的な側面を排除した例文(22')～(26')はそれぞれ「親に孫の顔を見せるために」、「人のプライベートを尊重するために」、「虫歯にならないように」、「恥にならないように」、「関税法を守るために」のような命題内容に対する妥当性(当為性)を提示することから、「一般的傾向」と「当為」用法の曖昧さはなくなり、「当為」の意味だけを表すようになる。

(22') 親に孫の顔を見せるために、結婚すると子供を生むものだ。〈当為〉

(23') 人のプライベートを尊重するために、人の部屋に入る時はノックをするものだ。〈当為〉

(24') 虫歯にならないように、食事の後、歯は磨くものだ。〈当為〉

(25') 恥にならないように、浮気はしないものだ。〈当為〉

(26') 関税法を守るために、免税店でカバンを買ったら、税関に届けを出すものだ。〈当為〉

また以下の例文(29)(30)と同じく「一般的傾向」だけを表す用例は一般的な真理や普遍的な現象を表しており、妥当性が与えられない状況であると思われる。結局「ものだ」の「当為」用法は「一般的傾向」を表す命題内容に対して妥当性を与えることができる

と、成立するわけである。

(29) 年はとりたくないものだ。〈一般的傾向〉

(30) 年をとると白髪が生えてくるものだ。〈一般的傾向〉

このように日本語「ものだ」は語用論的な側面を排除する場合、例文(22)～(26)のように「一般的傾向」と「尙為」用法の意味の境界があいまいである。しかしながら、例文(22')～(26')のように「～ために」あるいは「～ように」節を従属節に代入すると、当該の命題内容に対して妥当性を持つようになり、「尙為」の意味を表すことができた。また例文(29)(30)のように「一般的傾向」だけを表す「ものだ」が存在し、その逆は存在しないことから、「一般的傾向」を表す「ものだ」が必ず「尙為」の意味を持つわけではない。したがって日本語「ものだ」は「一般的傾向」用法から「尙為」用法へ、つまり、認識モダリティから義務モダリティへ発展したと言えよう。

4.2.2 韓国語「법이다/beobida」

안주호(2004)によると、韓国語「법이다/beobida」は義務モダリティから認識モダリティへ、つまり「尙為」用法から「一般的傾向」用法へ発達したとしている。

筆者は韓国語「법이다/beobida」の「尙為」用法は社会的規範、道理で「その社会の構成員が当然守るべき規範」であるとし、名詞の意味も維持しながら、義務モダリティを表していると説明している。この用法はだいたい規範による義務、つまり許容や禁止の強制的な意味を持つという。

これに対して、韓国語「법이다/beobida」の「一般的傾向」用法は本来、自然的に「命題内容は当然だ」といった意味で、命題内容を一般的傾向、自然現象で受け入れることを表すとしている。つまり、この用法は自立名詞「법/beob」の規則性、強制性、道徳性といった意味のうち、道徳性の意味はなくなり、規則性の意味が強くなりながら、必然性の意味を加えるようになったと説明している。

例文(31)(32)は韓国語「법이다/beobida」の義務モダリティである「尙為」用法が本来名詞の意味を持ちながら、モダリティとして機能し、「법/beob」と「이다/ida」との結合は相対的に弱いと考えられる。これに対して「一般的傾向」用法を表している例文(33)(34)は「법/beob」の実質的な意味がなくなり、「법/beob」と「이다/ida」との結合が強いと考えられる。

(31) 윗사람에게는 경어를 사용하는 법이다. 〈尙為〉

(32) 죄를 지으면 벌을 받는 법이다. 〈尙為〉

(33) 성공에는 노력이 따르는 법이다. 〈一般的傾向〉

(34) 세상일이 마음대로 되지 않는 법이다. <一般的傾向>

이병모(1995)は、形式名詞「법/beob」の意味は自立名詞「법/beob」の意味である「当然さ」とつながりがあり、「법/beob」は「ある場合になるのが当然だ。(p.287)」の意味があると指摘している。このことから、韓国語「법이다/beobida」の「当為」用法は「법/beob」そのものの実質的な意味を持っていると言える。

したがって、韓国語「법이다/beobida」は本来名詞の意味が濃厚に残されている「当為」用法から「一般的傾向」用法への発達、つまり義務モダリティから認識モダリティへ発展したと考えられる。

4.3 代用語としての「ものだ」と実質名詞としての「법이다/beobida」

初山(1990)は「もの」という語は、<人間(及び他の動物)以外の><形態のある><存在>に相当する名詞のみならず広くそれ以外の名詞の代用語としても用いられる。これは、同一語の反復使用を避けるという文体上の狙いから、既出の(あるいは後続する)名詞の代りにモノという語が用いられる(p.12)」と説明している。

日本語「もの」は以下の例文(35)(36)のように、「もの+だ」といった代用語として機能し、例文(35)の「もの」は「お菓子」、例文(36)の「もの」は「指輪」を示す。このように日本語「もの」には代用語の機能があるため、表面的に「ものだ」の形態になると、「もの+だ」の代用語であるのか、「一般的傾向」「当為」を表すモダリティであるのか曖昧である。

(35) このお菓子は兄がくれたものだ。<代用語>

(36) この指輪は彼氏からもらったものだ。<代用語>

(37) 鼯鼠目は恐ろしいものだ。<代用語・一般的傾向>(高3 p.26)

(38) 船は浮力で浮くものだ。<代用語・一般的傾向>

(39) 暑中見舞いは知人や目上の人に送るものだ。<代用語・一般的傾向・当為>

特に例文(37)~(39)は「代用語・一般的傾向」または「代用語・一般的傾向・当為」の意味が同時に表れているが、「代用語・当為」の意味は同時に表れない。そして、日本語「ものだ」の「当為」用法は「一般的傾向」用法を伴う場合が多いことから、先にも述べたように、「一般的傾向」から「当為」への発展、つまり、認識モダリティから義務モダリティへ発展したという裏づけとなると思われる。

韓国語「법이다/beobida」の「법/beob」が自立名詞なのか、形式名詞なのか辞典によっては異なるが、「법/beob」の実質名詞としての第一の意味は「規則、国法」であると言えよう。

韓国語「법/beob」は日本語「もの」と異なり、代用語としての機能はないが、例文(40)(41)のように「方法」の意味、例文(42)(43)のように「場合」の意味で使われている。⁸⁾

(40) 북채 쥐는 법을 가르치다.

(41) 자신의 마음을 아는 법은 중요하다.

(42) 하루라도 술을 먹지 않고 지나가는 법이 없다.

(43) 그는 아무리 늦게 일어나도 아침밥을 거르는 법이 없다.

自立名詞「법/beob」と判定詞「이다/ida」の結合によって韓国語「법이다/beobida」の「법/beob」は形式名詞へと変わり、モダリティとして機能するのであるが、日本語「ものだ」とは異なり、例文(6')のように実質名詞としての意味と「尙為」用法が混同される場合が存在する。厳密に言うと「법이다/beobida」は「尙為」といった意味を持つモダリティ形式であるが、実質名詞である「법/beob」の意味も一部持っていることであろう。

(6') 미성년자에게 술을 팔아서는 안 되는 법이다.

また、以下の例文(35')(36')のように、韓国語「법/beob」は日本語「もの」と異なり、代用語の機能はなく、例文(44)(45)のように「一般的傾向」を表す韓国語「법이다/beobida」も代用語としての機能はないのである。

(35') *이 과자는 형이 준 법이다.

(36') *이 반지는 남자친구에게 받은 법이다.

(44) 말하는 태도만 보아도 가히 사람됨을 짐작할 수 있는 법이다. <一般的傾向>

(45) 부모가 자식을 위협에 빠뜨리는 일은 없는 법이다. <一般的傾向>

つまり、韓国語「법이다/beobida」は(6')のように「実質名詞・尙為」の意味を表すことができるが、「実質名詞・一般的傾向」の意味が同時に表れないことから、韓国語「법이다/beobida」は「尙為」から「一般的傾向」への発展、義務モダリティから認識モダリティへ発展したと見なしても無理ではなからう。

日本語「もの」において寺村(1981)は、「石」や「足音」や「ビール」のように、五官で知覚されるものをかりに「物理的な具体的存在」と呼ぶとすると、「旅」「運命」

8) 안주호(2004)は例文(42)(43)を認識モダリティであるとしている。

「波瀾」「情欲性」「楽シミ」などは、それぞれの文脈、状況での特定のそれらであるという限りにおいて、「心理的な具体的存在」と呼ぶことができるだろう(p.84)」と定義している。

また、原田・小谷(1992)は「もの」とは不変的存在物であり世間でのありかたである。そして、その存在物やありかたには一定の規範論理が貫かれている。この時間的に不変な存在物は、具象物が時間的に不変であり恒常的であることと通じている。(p.5~6)」とされている。

したがって、日本語「もの」は具体的なものから抽象的なものまで包括する上位概念であり、時間には関係なく、変化しない概念であると言える。このことから、日本語「ものだ」の代用語機能はこういった「もの」そのものが持っている意味によって「一般的傾向」用法とともに表れると思われる。

これに対して韓国語の自立名詞である「법/beob」は「이다/ida」との結合によってモダリティとして機能し、「当為」を表す義務モダリティに限って「법/beob」といった実質的な意味を持っていると言える。

このことは周知の事実であるが、「ものだ」と「법이다/beobida」はモダリティ形式になっても、文法化する前の名詞の意味に大きく影響されることを示すのである。

5. おわりに

日本語「ものだ」と韓国語「법이다/beobida」は自立名詞「もの」と「법/beob」に「だ」と「이다」が接続し、モダリティとして機能している。特に両者は義務モダリティと認識モダリティを同時に表すことができる共通点を持っている。

しかし相違点もある。日本語「ものだ」は代用語機能と「一般的傾向」用法が重なって、その弁別に混乱を引き起こす場合がよくあるが、代用語機能と「当為」用法がともに表れる場合はごく稀である。これに対して韓国語「법이다/beobida」は実質名詞「법/beob」の一部の意味が残され、義務を表す「当為」の意味を持ち、「법/beob」の道徳的な意味がなくなると、一般的な原理、普遍的な現象を表す「一般的傾向」へと発達していく。

このように、日本語「ものだ」は認識モダリティから義務モダリティへの発達、つまり「一般的傾向」から「当為」用法へ発達したと思われる。これに対して、韓国語「법이다/beobida」は義務モダリティから認識モダリティへ、つまり「当為」用法から「一般的傾向」用法への派生が認められ、その相違点を確認することができた。

本稿は現代日本語における「ものだ」、現代韓国語における「법이다/beobida」を

対象に、それぞれ「一般的傾向」と「当為」用法の発達過程ないしその連続性を通して、両者の相違点をさぐってみた。そして、今後は両者の統語的側面に焦点をあてて、文法化の発達段階に対して考察を行う。これは両者がモダリティ形式としての位置づけをうらづける証となるためである。

【参考文献】

- 河上誓作(1996)『認知言語学の基礎』研究社
- 高市和久(1991)「述語での「もの」の用法」『日本文芸論集』23・24 山梨英和短期大学
- 坪根由香里(1994)「「ものだ」に関する一考察」『日本語教育』84
- 寺村秀夫(1981)「『モノ』と『コト』」『馬淵和夫博士退官記念国語論文集』大修館書店、寺村秀夫論文集刊行委員会編(1992)『寺村秀夫論文集 I—日本語文法編一』くろしお出版所収
- 寺村秀夫(1984)『日本語のシンタクスと意味第Ⅱ巻』くろしお出版
- 日本語記述文法研究会編(2003)『モダリティ』現代日本語文法4 くろしお出版
- 原田登美・小谷博泰(1992)「日本語の「もの」と「こと」」『甲南大学紀要 文学篇』84、甲南大学1-34
- 堀江 薫(2005)「日本語と韓国語の文法化の対照一言語類型論の観点から一」『日本語の研究』第1巻3号
- 初山洋介(1990)「現代日本語「もの」の諸相」『Litteratura』11 名古屋工業大学外国語教室1-27
- 初山洋介(1992)「文末の「モノダ」の多義構造」『名古屋大学言語文化学部言語文化論集』1号 名古屋大学言語文化部19-31
- 野田春美(1995)「モノダとコトダとノダ—名詞性の助動詞の当為的な用法—」『日本語類義表現の文法(上)』くろしお出版
- 森田良行・松木正恵(1989)『NAFL選書5 日本語表現文型』アルク
- 山梨正明(1995)『認知文法論』ひつじ書房
- 안주호(2004)「'-는 법이다'류의 양태표현 연구」『국문학』제 44집
- 宋承姫(2000)「日本語の「もの(だ)」「こと(だ)」「の(だ)」と韓国語の「것(이다)/geos(ida)」に関する対照研究—「文法化」の観点から—」広島大学博士論文

이병모(1995) 『의존명사의 형태론적 연구』 학문사

F.R.PALMER(2001) 『MOOD AND MODALITY』 second edition Cambridge university

【用例出典】

편집부(2010) 『엘리트 일한사전』 시사영어사

손라범 외(2010) 『옛센스 일한사전』 민중서림

사전편찬실(2010) 『뉴드림 일한사전』 시사일본어사

편집부(2009) 『뉴에이스 일한사전』 금성

두산동아 사서편집국(2009) 『프라임 일한사전』 두산동아

황미옥 외(2010) 『현대 일한사전』 교학사

초급1-10권, 중급1-10권 고급1-10권 (다락원 일한대역문고 시리즈 총 30권)

要 旨

本稿は日本語「もの」と韓国語「법/beob」に、それぞれ「だ」と「이다/ida」の結合によってモダリティとして機能する「ものだ」、「법이다/beobida」について考察したものである。両者は「一般的傾向」といった認識モダリティ、「当為」といった義務モダリティとして機能する共通性を持つことから、「一般的傾向」と「当為」用法の発達過程ないしその連続性について考えてみようとした。

まず、日本語「ものだ」は代用語機能と「一般的傾向」用法が重なって、その弁別に混乱を引き起こす場合がよくあるが、代用語機能と「当為」用法がともに表れる場合はごく稀である。これに対して、韓国語「법이다/beobida」は実質名詞「법/beob」の一部の意味が残され、義務を表す「当為」の意味を持ち、「법/beob」の道徳的な意味がなくなると、一般的な原理、普遍的な現象を表す「一般的傾向」へと発達していく。

このように、日本語「ものだ」は「一般的傾向」から「当為」用法へ発達し、韓国語「법이다/beobida」は「当為」用法から「一般的傾向」用法へ発達したと言える。つまり、前者は認識モダリティから義務モダリティへ、後者は義務モダリティから認識モダリティへ発達したということが言えよう。

キーワード：「ものだ」「법이다/beobida」「一般的傾向」「当為」
認識モダリティ 義務モダリティ

투 고 : 2010. 2. 28

1차 심사 : 2011. 3. 19

2차 심사 : 2011. 4. 2